

○本庄市建設工事請負等における現場代理人等の常駐義務緩和措置取扱要  
領

平成24年3月23日

告示第86号

改正 平成25年12月24日告示第440号

平成28年8月15日告示第306号

令和3年10月1日告示第351号

令和4年3月31日告示第125号

(趣旨)

第1条 この要領は、本庄市建設工事請負契約約款（平成28年7月15日市長  
決裁）第10条第3項の規定に基づく現場代理人及び本庄市業務委託契約約款  
（公共工事関係等）（令和元年11月25日市長決裁）第8条第1項の規定に  
基づく現場責任者（以下「現場代理人等」という。）の工事現場及び業務の現場  
（以下「工事現場等」という。）への常駐義務の緩和を行う場合についての取  
扱いを定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼働していない次に掲げる期間においては、現場代理人  
等は、工事現場等への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始さ  
れるまでの期間
- (2) 工事完成通知書の受理後、事務手続、後片付け等のみが残っている期  
間
- (3) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事で  
あって、工場製作のみが行われている期間
- (5) 土木施設維持管理業務であって、現場調査又は現場作業（資機材等の  
搬入・搬出する期間を含む。）を行わない期間
- (6) 建設工事に係る調査・測量業務であって、現場調査又は現場作業（資  
機材等の搬入・搬出する期間を含む。）を行わない期間

(兼務を認める工事等)

第3条 国又は地方公共団体が発注した工事又は業務委託（以下「工事等」という。）で、本庄市又は本庄市に隣接する市町村内（埼玉県内に限る。）の工事等のうち、次の各号のいずれかに該当する工事等については、1人の者が合計で2件までの工事等の現場代理人等を兼務することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上、常駐義務の規定を緩和できないと判断した場合は、この限りでない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない工事
- (2) 建設業法第26条第3項に該当する工事であって、市長が別に定めるところにより、主任技術者の兼務が認められた工事
- (3) 土木施設維持管理業務委託
- (4) 建設工事に係る調査・測量業務委託
- (5) 発注者が工事等の特性から現場代理人等の兼務を認めることが適当であると判断した工事等

(兼務する工事現場等の施工管理)

第4条 現場代理人等を兼務する場合は、施工に当たり必要に応じて代行者を配置するなど、工事現場等の安全管理、住民対応等に配慮し、兼務する双方の工事等の監督職員と常に連絡が取れる体制を確保するとともに、兼務期間中は、兼務が承認されたいずれかの工事現場等に常駐しなければならない。

(兼務の手続)

第5条 受注者は、兼務する工事等の発注者が本庄市以外である場合には、現場代理人等の常駐規定緩和に係る照会兼回答書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 受注者は、現場代理人等の兼務を希望する場合には、現場代理人等の兼務承認申請書（様式第2号）により発注者に申請しなければならない。
- 3 前項の規定により申請があった場合は、当該工事等の主管課の長は、必要に応じ既に現場代理人等として常駐している工事等の主管課の長に意見を求め、兼務の承認又は不承認を判断するものとする。

- 4 発注者は、兼務の承認又は不承認が判断されたときは、速やかに受注者に対し通知するものとする。
- 5 第1項の規定による提出内容又は第2項の規定による申請内容に虚偽があった場合には、発注者は、当該兼務の承認を取り消すことができる。
- 6 連絡体制の不備等により兼務に支障があると認められた場合には、発注者は、当該兼務の承認を取り消すことができる。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日告示第440号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年8月15日告示第306号）

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日告示第351号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第125号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。